

## 岡山県環境教育等促進法に基づく体験の機会の場の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。以下「法」という。）第20条第1項の規定に基づき岡山県知事（以下「知事」という。）が行う体験の機会の場の認定（以下「認定」という。）に関し、法及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（平成24年文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認定申請に係る添付書類等)

第2条 規則第9条第2項に定める書類のうち、次に掲げるものについては、当該各号に定める様式により提出するものとする。

一 規則第9条第2項第3号に規定する書面は、法第20条第3項に基づく認定申請に係る誓約書（別紙1）とする。

二 規則第9条第2項第4号に規定する書類は、事業実績報告書（別紙2）とする。

三 規則第9条第2項第6号に規定する書類は、安全確保措置に関する申出書（別紙3）とする。

四 規則第9条第2項第7号に規定する書類は、実務経験者の確保状況及び業務の実施体制（別紙4）及び実務経験者等経歴書（別紙5）とする。

五 規則第9条第2項第8号に規定する書類は、事業の参加に要する費用及び参加定員に関する事項（別紙6）とする。

六 規則第9条第2項第10号に規定する同意書は、事業実施者の同意書（別紙7）とする。

2 前各号のほか、認定の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、当該認定に係る申請書に次に掲げる書類を添付するものとする。

一 直近の3事業年度における当該事業に係る収支決算書

二 申請者が当該申請に係る体験の機会の場の土地又は建物の使用及び収益を目的とする権利を有する者である場合は、当該土地又は建物の所有者の同意書（別紙8）

(認定しない旨の通知)

第3条 知事は、認定をしない場合は、法第20条第7項の規定に基づき、認定しない旨の通知書（参考様式1）により申請者に通知する。

(変更等の届出)

第4条 法第20条第1項の規定により認定を受けた者（以下「認定民間団体等」という。）が、法第20条第8項の規定に基づき、変更の届出を行う場合は、規則第10条に定める届出書のほか、認定申請時に提出した書類のうち、当該変更に伴い修正又は差し替え等が必要となる書類を改めて添付するものとする。

(認定の有効期間)

第5条 法第20条の2第1項の規定により知事が定める認定の有効期間は、5年を超えない範囲内において、当該申請に係る事業計画及び安全確保措置等の内容を勘案して、その都度知事が決定するものとする。

(更新申請)

第6条 認定民間団体等が、法第20条の2第2項の規定に基づき、認定の有効期間の更新の申請を行う場合は、規則第11条に定める申請書のほか、当初の認定申請時に提出した書類のうち、当該更新時に修正又は差し替え等が必要となる書類を改めて添付するものとする。

(運営状況の報告)

第7条 法第20条の4第1項に定める前年度の運営状況の報告は、規則第12条第1項の規定に基づき、当該年度終了後3ヶ月以内に事業実施状況報告書(別紙9)を知事に提出するものとする。

2 規則第12条第2項の知事が定める期間は、当該事業の計画及び実施状況等を勘案して、その都度知事が決定するものとする。

3 第1項の報告のほか、認定に係る事業の実施において、当該事業の参加者等に事故があった場合、認定民間団体等は、事故報告書(別紙10)により直ちに知事へ報告しなければならない。

(認定の取消しの通知)

第8条 知事は、法第20条の6第1項の規定により認定を取り消す場合は、同条第2項の規定に基づき、認定取消通知書(参考様式2)により認定民間団体等に通知する。

(事務)

第9条 この要綱に関する事務は、環境文化部脱炭素社会推進課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

- 一 様式(別紙1)から様式(別紙10)の改正規定(様式(別紙1)から様式(別紙10)中「日本工業規格」を「日本産業規格」とする部分に限る。) 令和元年7月1日

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。